

地方自治法施行令等の一部を改正する政令要綱

第一 地方自治法施行令の一部改正

一 廃置分合により事務を承継した各普通地方公共団体の長は、当該廃置分合により消滅した普通地方公共団体の長又はその職務を代理し、若しくは行う者であった者が行った決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないものとする。 (第五条第六項関係)

二 監査専門委員の共同設置に関し必要な事項を定めるものとする。 (第百七十四条の二十四第二項関係)

第二 地方自治法施行規程の一部改正

監査専門委員の服務、懲戒等に関し必要な事項を定めるものとする。 (第九条第二項、第十条、第十四条、第二十二條及び第二十三條関係)

第三 大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令の一部改正

特別区の設置により事務を承継した当該特別区の区長又は当該特別区を包括する道府県の知事は、従来

当該特別区の地域の属していた市町村の長であった者が行った決算の認定に関する議案が否決された場合において、当該議決を踏まえて必要と認める措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容を議会に報告するとともに、これを公表しなければならないものとする。こと。（第二十条第五項関係）

第四 その他

その他所要の規定の整備を行うものとする。こと。

第五 施行期日等

- 一 この政令は、平成三十年四月一日から施行するものとする。こと。（附則第一項関係）
- 二 所要の経過措置を規定するものとする。こと。（附則第二項及び第三項関係）